

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

課長 松岡 正樹

課長補佐 高橋 幸生 (内線 3593)

電話 (代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2796

平成 20 年 2 月 22 日  
社 会 保 険 庁

## 平成 19 年 12 月 12 日の衆議院厚生労働委員会における 指摘事項に係る調査結果について

### 1. 経緯

平成 19 年 12 月 12 日の衆議院厚生労働委員会において、社会保険事務局の職員が年金記録確認第三者委員会の委員に対し、同第三者委員会での発言について、「社会保険事務局の不利になるようなことを言わないでください」と圧力をかけたのではないかとの指摘があったことから、社会保険庁において事実関係の調査を実施した。調査の結果は以下のとおりである。

### 2. 調査結果

- (1) 平成 19 年 7 月 13 日、年金記録確認群馬地方第三者委員会（以下「群馬地方第三者委員会」という。）において、年金記録確認手続等について説明が求められ、説明者として出席した群馬社会保険事務局の年金課長に対し、群馬地方第三者委員会の委員から「収納率を意識した遡及全喪処理等で、従業員が保険料を控除されていた場合の取扱いはどうなるか」との質問があり、年金課長より、「具体的な事実関係を良く調べてみないと何とも言えない。」と回答を行った。
- (2) 群馬社会保険事務局においては、群馬地方第三者委員会において年金課長が十分に答えておらず、発言の根拠について同委員会の委員に確認し、具体的事案があれば改善する必要があると考え、担当課長である当時の保険課長が、7 月 17 日に委員に事前に面談の申し入れを行った上で事務所を訪問し、説明を行った。
- (3) 当時の保険課長及び同行者から聴取したが、群馬地方第三者委員会の委員への説明時の状況は以下のとおりであった。
  - ① 委員会における発言について、委員からは、具体的な事案ということではなく、収納率を意識した遡及全喪の場合の年金期間の取扱いを確認する趣旨の質問であるとの説明を受けた。
  - ② これに対して当時の保険課長からは、以下のとおり説明した。
    - ・ 社会保険事務所の職員が勝手に全喪届を作成することはなく、全喪届は事業主又は事業主から委託を受けた社会保険労務士が届け出るものであること。「収納率を意識した遡及全喪」と言われると、職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねないこと。

- ・ 全喪処理については、平成15年以降、事業所の閉鎖登記簿謄本等の添付が義務付けられ、事業実態の確認を徹底する取扱いとなっていること。
- ・ ただし、全喪届については、例外的に倒産事業所の事業主が行方不明等で届出がない場合に、十分調査して事業実態を確認して職権で作成することもあること。

③ 当時の保険課長の説明に対して、委員からは「収納率を意識した遡及全喪」という委員会での発言については、余計なことを言ってしまったのでしょうかという旨の発言があった。さらに、委員が言いたかったのは、従業員が保険料を事業主から控除されていても被保険者となっていないケースの取扱いであった旨の発言があった。

④ これに対し、当時の保険課長から、事業主が従業員から保険料を預かり、被保険者分としての保険料が納入されていないケースは、救済措置が検討されているような報道があることを答えた。

(4) 以上のように、当時の保険課長は、群馬地方第三者委員会における委員の質問に対し、事実在即して説明を行っており、同委員会での委員の発言に対して、社会保険事務局の不利になるようなことを発言しないようにということを述べた事実は確認されなかった。

ただし、当時の保険課長が『「収納率を意識した遡及全喪』と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない』と説明したことが、委員には、「社会保険事務局に不利な発言をしないように」との趣旨と受け止められた可能性はある。

(5) なお、今後、第三者委員会の委員に対し、第三者委員会に係る事項について、社会保険事務局から個別に説明を行う必要が生じた場合には、第三者委員会事務局と十分な連携をとり、誤解を招くことがないよう、各社会保険事務局に対する十分な注意喚起を行うこととする。